

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 12 日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### セアカゴケグモ抗毒素について

標記については、「セアカゴケグモ抗毒素について」（平成 28 年 6 月 23 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「前事務連絡」という。）において、セアカゴケグモ抗毒素（以下「抗毒素」という。）の取扱いの連絡をしたところですが、平成 29 年 12 月以降の対応について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業）「抗毒素の品質管理及び抗毒素を使用した治療法に関する研究」（研究代表者一三三亨。以下「本研究班」という。）における検討結果がまとまりましたので情報提供します。

本研究班では、有効期限が平成 29 年 12 月までの抗毒素を保管して臨床研究を実施していましたが、今般、新たに、有効期限が平成 30 年 12 月までの抗毒素をオーストラリアから輸入し、今年度中は引き続き実施します。

貴部（局）においては、本事務連絡の趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の医療機関宛てに周知いただきますようお願いいたします。